

神戸大学医学部附属病院立体駐車場施設整備等事業 実施方針

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(平成11年法律第117号改正平成13年法律第151号、以下「PFI法」という。)第5条第3号の規定により、神戸大学医学部附属病院立体駐車場施設整備等事業(以下「本事業」という。)に関する実施方針について公表する。

平成14年12月2日

神戸大学長 野上 智行

神戸大学は、本事業について民間の資金、経営能力及び技術能力の活用により、財政資金の効率的、効果的活用を図るため、PFI法に基づく事業(以下「PFI事業」という。)として実施することを予定している。

この実施に関する方針は、PFI法に基づく特定事業の選定及び当該事業を実施する民間選定事業者(以下「選定事業者」という。)の選定を行うにあたって、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」(平成12年3月13日総理府告示11号、以下「基本方針」という。) 「PFI事業実施プロセスに関するガイドライン」(平成13年1月22日)等に則り、本事業の実施に関する方針(以下「実施方針」という。)として定め、ここに公表するものである。

神戸大学医学部附属病院立体駐車場施設整備等事業

実 施 方 針

平成14年12月2日

神 戸 大 学

目 次

1．特定事業の選定に関する事項	
（1）事業内容に関する事項	1
（2）特定事業の選定方法等に関する事項	4
2．民間事業者の募集及び事業者の選定に関する事項	
（1）事業者の選定に係る基本的な考え方	4
（2）選定の手順及びスケジュール	5
（3）募集要項に対する質問・回答	5
（4）応募者の備えるべき参加資格	5
（5）審査及び選定に関する事項	7
（6）契約に関する基本的な考え方	8
（7）提出書類の取扱い	8
3．選定事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施等の確保に関する事項	
（1）リスク分担の考え方	9
（2）選定事業者の責任の履行に関する事項	9
（3）事業の実施状況のモニタリング	9
4．公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	
（1）立地に関する事項	10
（2）施設に関する事項	10
（3）運営形態に関する事項	11
（4）土地に関する事項	11
5．事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項	
（1）係争事由に係る基本的な考え方	12
（2）管轄裁判所の指定	12
6．事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	
（1）本事業の継続に関する基本的な考え方	12
（2）本事業の継続が困難となった場合の措置	12
（3）金融機関等と大学との協議	12
7．法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	
（1）法制上及び税制上の措置に関する事項	13
（2）財政上及び金融上の支援に関する事項	13
（3）その他の支援に関する事項	13
8．その他特定事業の実施に関し必要な事項	
（1）情報公開及び情報提供	13
（2）応募に伴う費用負担	13
（3）問合せ先	13

添付書類等

様式 1	実施方針に関する質問書	様式 2	実施方針に関する意見書
様式 3	実施方針に関する提案書		
資料 1	PFI 事業計画地	資料 2	リスク分担表

1. 特定事業の選定に関する事項

(1) 事業内容に関する事項

1) 事業名称 神戸大学医学部附属病院立体駐車場施設整備等事業

2) 事業に供される公共施設等の種類等

公共施設等の種類

立体駐車場施設

公共施設等の立地等

ア. 立地場所 兵庫県神戸市中央区楠町 7-5-2

イ. 敷地面積 42,397.77 m²

ウ. 用途地域 第2種住居地域

エ. 建ぺい率 60%

オ. 容積率 300%

3) 公共施設等の管理者等の名称

文部科学大臣 遠山敦子

(文部科学大臣から本事業についての事務の委任を受けた者、神戸大学長 野上智行)

4) 事業目的

神戸大学医学部附属病院(以下「本院」という。)においては、自家用車で来院する外来者用駐車場として平面駐車場を整備した。しかし、現在の平面駐車場では駐車台数が少なく十分に対応できておらず、外来者から駐車場の拡張整備が求められている。また、本院駐車場の入庫待ちの自動車が本院敷地外に溢れるなど、本院周辺の交通環境や市民生活にも支障をきたしている。

このため、神戸大学(以下「大学」という。)では、本院における医療サービス向上の一環として、本院の駐車場環境の改善に資する施設を、立体駐車場施設(以下「施設」という。)として整備する。

5) 事業概要

事業内容

本事業は、PFI法に基づき、選定事業者が当該施設を設計、建設し、事業期間が終了するまでの期間施設を所有し、運営及び維持管理業務を遂行した後、公共施設の管理者等である大学に所有権を無償で移転する方式(BOT(Built, Operate, Transfer))により実施する。

本事業は、選定事業者が負担する施設の設計、建設、運営及び維持管理等に係る費用を駐車整理料により賄うものであり、大学は、本事業に係る費用の一切を負担するものではない。

事業期間は契約締結日から平成31年3月までの期間である。

主な業務は次のとおりであり、詳細は募集要項において示す。

施設の設計及び建設

- ・ 施設及びこれに附帯する工作物その他施設に係る設計及び建設
- ・ 基礎等設計のための土質調査
- ・ 工事監理
- ・ 近隣対応・対策
- ・ 電波障害調査・対策
- ・ 施設建設に伴う各種申請等の業務
- ・ その他これらを実施する上で必要な関連業務

施設の運営及び維持管理

- ・ 駐車整理料の徴収業務
- ・ 施設及びこれらに附帯する工作物その他施設に係る運営・維持管理業務
- ・ 清掃業務
- ・ 警備業務
- ・ 昇降機保守点検業務
- ・ 消防用設備等保守点検業務
- ・ 給水設備保守点検業務
- ・ 自家用電気工作物を設置する場合は、当該施設の保安管理業務

選定事業者の収入及び費用に関する事項

選定事業者の収入は、施設利用者から徴収する駐車整理料等とする。

選定事業者は、事業費、公租公課、応募に係る費用等、上記 を実施するにあたり必要な費用を負担するものとする。

事業スケジュール（予定）

契約の締結時期 平成 16 年 4 月

事業期間

1. 設計・建設期間 平成 16 年 4 月～平成 16 年 11 月
2. 供用開始 平成 16 年 12 月
3. 維持管理期間 平成 16 年 12 月～平成 31 年 3 月

起用アドバイザー

大学は、株式会社 U F J 総合研究所を本事業に係るアドバイザーとして起用する。

株式会社 U F J 総合研究所は、本事業について以下のアドバイザーと提携している。

株式会社佐藤総合計画（技術アドバイザー）

楠田法律事務所（法務アドバイザー）

6) 事業に必要と想定される根拠法令等

PFI 法及び基本方針のほか、下記に掲げる関連の各種法令に拠ることとする。

都市計画法

建築基準法

駐車場法

消防法

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律

財政法

会計法

国有財産法

文化財保護法

不動産登記法

兵庫県駐車場附置条例

その他関連法令、条例等

7) 実施方針等に関する説明会等

以下のとおり、実施方針等に係る説明会を開催する。なお、本事業計画地の現地説明会を別途実施する予定であり、日時等は募集要項において示す。

【説明会】

開催日時 平成 14 年 12 月 9 日 (月) 午後 1 時から

開催場所 兵庫県神戸市灘区六甲台町 1-1 神戸大学本部事務局大会議室

連絡先 神戸大学施設部企画課

電話 078-803-5172

8) 実施方針に関する質問受付、回答公表

平成 14 年 12 月 2 日 (月) から 12 月 16 日 (月) までの間、神戸大学施設部企画課において、実施方針に対する民間事業者等からの質問を受け付ける。

質問の提出方法、様式等については、様式 1 を参照すること。質問に対する回答は、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に係り、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、平成 15 年 1 月 14 日 (火) までに文部科学省大臣官房文教施設部施設企画課監理室ホームページ及び神戸大学ホームページ・掲示板 (兵庫県神戸市灘区六甲台町 1-1 神戸大学本部事務局) において公表する。

文部科学省大臣官房文教施設部施設企画課監理室ホームページ

<http://sisetuweb1.mext.go.jp/mdbskn/frontsite/MF000.asp?BT=N>

神戸大学ホームページ <http://www.kobe-u.ac.jp/whatsnew/index-j.html>

9) 実施方針に関する意見・提案の受付等

民間事業者等の創意工夫を活用して事業を実施することを目的とし、平成 14 年 12 月 2 日 (月) から 12 月 16 日 (月) までの間、神戸大学施設部企画課において、実施方針等に対する意見や募集に当たっての具体的な提案等を受け付ける。

意見・提案の提出方法、様式等については、様式 2・3 を参照すること。

なお、大学は、意見・提案に対し、個別に回答は行わないが、民間事業者等からの提出のあった意見等のうち、大学が必要であると判断した場合には直接ヒアリングを行うことがある。

10) 実施方針の変更

実施方針公表後における民間事業者等からの意見を踏まえ、特定事業の選定まで

に、実施方針の内容を見直し、変更を行うことがある。変更を行った場合には、文部科学省大臣官房文教施設部施設企画課監理室ホームページ及び神戸大学ホームページ・掲示板（兵庫県神戸市灘区六甲台町 1-1 神戸大学本部事務局）への掲載その他適宜の方法により速やかに公表し、その変更の内容が重要でスケジュールに影響を及ぼすと考えられる場合には、変更後のスケジュールも示す。

（２）特定事業の選定方法等に関する事項

１）特定事業の選定に当たっての考え方

大学は、PFI 法、基本方針及び VFM（Value for Money）に関するガイドラインなどを踏まえ、大学自らが実施する場合と比較して、民間事業者が実施することにより効率的かつ効果的に事業が実施される場合に、実施可能性等を勘案した上で、本事業を特定事業として選定する。

具体的に評価基準は以下のとおりである。

- ・ 施設の設計、建設、運営及び維持管理が同一水準にある場合において大学の財政負担の縮減が期待できること。
- ・ 大学の財政負担が同一水準である場合において、施設の設計、建設、運営及び維持管理の水準の向上が期待できること、大学の財政負担の見込み額を算定するに当たっては選定事業者からの税収その他収入等を調整する等の適切な調整を行った上で、将来の費用と見込まれる大学の財政負担の総額を算出し、これを現在価値に評価することとする。また、公共サービスの水準の評価に当たっては、できる限り定量的に行うこととし、定量化が困難なものを評価する場合においては客観性を確保した上で定性的評価を行うこととする。

２）特定事業の選定結果の公表

前項に基づき本事業を特定事業と選定した場合は、評価の内容とあわせて、平成 15 年 3 月（予定）に文部科学省大臣官房文教施設部施設企画課監理室ホームページ及び神戸大学ホームページ・掲示板（兵庫県神戸市灘区六甲台町 1-1 神戸大学本部事務局）において公表する。なお、事業の実施可能性についての客観的な評価の結果に基づき、特定事業の選定を行わないこととした場合にあっては同様に公表する。

２．民間事業者の募集及び事業者の選定に関する事項

（１）事業者の選定に係る基本的な考え方

本事業は、設計・建設段階から維持管理段階の各業務を通じて、選定事業者に効率的・効果的かつ安定的・継続的なサービスの提供を求めるものであり、民間事業者の幅広い能力・ノウハウを総合的に評価して選定することが必要であることから、本事業を実施する事業者の選定に当たっては、事業運営能力、建設・維持管理能力等その他の条件により選定を行う予定である。

事業者の選定は、二段階により実施し、第一段階は資格等要件審査、第二段階は提案内容審査を行う。

(2) 選定の手順及びスケジュール

選定に当たっての手順及びスケジュールは、以下のとおりである。

スケジュール(予定)	内容
平成14年12月2日	実施方針の公表
平成14年12月2日~12月16日	実施方針に関する質問受付
平成15年1月14日	実施方針に関する質問・回答の公表
平成15年3月	特定事業の選定
平成15年4月	募集要項の配布
平成15年4月	募集要項に関する説明会
平成15年4月	募集要項に関する質問受付
平成15年5月	募集要項に関する質問・回答公表
平成15年6月	参加表明書の受付、参加資格の確認
平成15年7月	第一次審査結果の通知
平成15年9月	提出書類の受付
平成15年12月	選定事業者の選定及び公表
平成16年4月	選定事業者との事業契約締結及び公表

(3) 募集要項に対する質問・回答

本事業の実施に関する具体的事項は募集要項において示す。募集要項の内容に関する質問に対する回答は、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に係り、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、公表する。質問の提出及び回答の公表方法については、募集要項において示す。

(4) 応募者の備えるべき参加資格

1) 応募者の参加要件等

応募者は、単独企業(以下「応募企業」という。)又は複数の企業で構成されるグループ(以下「応募グループ」という。)とし、応募企業又は応募グループの構成員のいずれも、以下の要件を満たすこと。また、応募者又は応募グループの構成員以外の者で、事業開始後、選定事業者から直接業務を受託し、又は請け負うことを予定している者(以下「協力会社」という。)についても、参加表明書において協力会社として明記し、以下の要件を満たすこと。

また、応募グループで申し込む場合には、参加表明書の提出時に代表企業名を明記し、必ず代表企業が応募手続きを行うこと。

予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であり、かつ同令第72条に規定する資格を有する者であること。
会社更生法(昭和27年法律第172号)に基づき更正手続き開始の申立をして

いない者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続きの開始の申立をしていない者であること。

参加表明書及び参加資格確認に必要な書類の提出期限から選定事業者の選定が終了するまでの期間に、大学から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領について」（平成 6 年 5 月 17 日付け文施指第 83 号文教施設部長通知）に基づく指名停止を受けていないこと。

大学が本事業について、アドバイザー業務を委託した株式会社 U F J 総合研究所並びに株式会社 U F J 総合研究所が本アドバイザー業務において提携関係にある株式会社佐藤総合計画及び楠田法律事務所、又はこれらのものと資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。

応募企業、あるいは応募グループの構成員及び協力会社のいずれかが、他の応募企業、応募グループの構成員又は協力会社として参加していないこと。

審査委員会の委員が属する企業又はその企業と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。

2) 応募者の構成員等の資格等要件

応募企業、応募グループ及び協力会社のうち設計、建設、運営及び維持管理の各業務に当たる者（選定事業者が特別目的会社を設立した場合には、特別目的会社からこれらの業務を受託する者を含む）は、それぞれ、及びの要件を満たすこと。なお、及びのうち、複数の要件を満たす者は当該複数の業務を実施することができる。

設計に当たる者は次の要件を満たすこと

- (ア) 文部科学省において平成 14・15 年度設計・コンサルティング業務に係る有資格者として登録されている者であること。
- (イ) 経営状況が健全であること。
- (ウ) 不正又は不誠実な行為がないこと。
- (エ) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- (オ) 平成 4 年以降に、本事業と同種類似業務の建物の設計実績があること。なお、同種類似業務の具体的要件は募集要項において示す。

建設に当たる者は次の要件を満たすこと

- (ア) 文部科学省において一般競争参加者の資格を有し、各工事において、一般競争参加者の資格第 1 章第 4 条で定めるところにより算定した点数（一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の記 2 の点数）が次の点数以上であること。

建築一式工事	1050 点
電気工事	950 点
管工事	950 点

なお、複数の工事を同一の企業が実施することは、差し支えない。

また、各工事を複数の企業が共同して実施することは差し支えない。ただ

しこの場合においては、共同して工事を実施するすべての応募企業又は応募グループの構成員及び協力会社が上記を満たすこと。

(イ) 提案内容に対応する建設業法(昭和22年法律第100号)の許可業種につき許可を有して営業年数が3年以上ある者であること。

(ウ) 平成4年以降に、本事業と同種類似業務の建物の建設実績があること。なお、同種類似業務の具体的な要件は募集要項において示す。

運営及び維持管理に当たる者は次の要件を満たすこと

(ア) 文部科学省競争参加資格(全省庁統一資格)において平成15年度に近畿地域の「役務の提供等」のA、B又はCの等級に格付けされている者であること。

(イ) 請負を実施するに必要とする資格を有していることを証明した者であること。

(ウ) 平成4年以降に、本事業と同種類似業務の建物の運営及び維持管理業務実績があること。なお、同種業務の具体的な要件は募集要項において示す。

なお、参加表明書により参加の意思を表明した応募グループの構成員及び協力会社の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、大学と協議を行うこととする。また、選定事業者については、事業契約締結前までに上記1)及び本資格等要件を欠くような事態が生じた場合には、失格とする。

参加資格要件の詳細については、募集要項において示す。

(5) 審査及び選定に関する事項

1) 審査委員会

民間事業者の選定に当たり、大学に学識経験者・有識者・大学職員等で構成する審査委員会を設置する。審査委員会は、提案内容審査における評価項目の詳細に係る検討及び応募者から提出された提案書類の審査を行う。

2) 審査及び選定

審査は、第一次審査と第二次審査の二段階に分けて実施する。選定事業者の選定は、事業計画、施設整備・運営・維持管理能力、資金調達、事業収支、利用者サービス等その他の条件等を審査委員会が総合的に評価し、大学は、審査委員会の評価を踏まえ、最も優れた提案を行った者を選定事業者とする。なお、各審査の主な視点は以下のとおりとする。具体的な評価基準については、募集要項において示す。

【第一次審査】

- ・ 資格等要件審査
- ・ 本事業と同種業務の設計、建設、運営及び維持管理に関する経験等

第一次審査に合格した者は、本事業に関する事業計画の提案内容を記載した提出書類を提出すること。提案方式等の詳細については、募集要項において示す。

【第二次審査】

- ・ 本事業の基本的な考え方
- ・ 施設の設計・建設に関する事項

- ・ 施設の運営・維持管理に関する事項
- ・ サービスの提供に関する事項
- ・ 資金調達及び事業収支に関する事項

3) 選定結果の公表

事業者の選定を行った場合には、その結果を速やかに公表する。

4) 事業者を選定しない場合

民間事業者の募集、評価及び事業者の選定において、最終的に、応募者が無い、あるいは、いずれの応募者も公的財政負担の縮減の達成が見込めない等の理由により、本事業を PFI 事業として実施することが適当でないと判断された場合には、事業者を選定せず、特定事業の選定を取り消すこととし、この旨を速やかに公表する。

(6) 契約に関する基本的な考え方

1) 事業契約の概要

大学は選定事業者と事業契約を締結する。事業契約は、設計、建設、運営及び維持管理業務等を包括的かつ詳細に規定する平成 31 年 3 月末までの契約となる。なお、事業契約書案については募集要項とともに公表する。

2) 特別目的会社の設立等

応募者は、本事業に係る審査の結果、選定事業者として決定した場合は、本事業を実施する商法（明治 32 年法律第 48 号）に定める株式会社として特別目的会社を設立する。なお、応募企業又は応募グループの構成員は、当該会社に対して出資するものとする。その出資比率の合計は、全体の 50% を超えるものとする。

すべての出資者は、事業契約が終了するまで特別目的会社の株式を保有するものとし、大学の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他の一切の処分を行ってはならない。

(7) 提出書類の取扱い

1) 著作権

本事業に関する提出書類の著作権は応募者に帰属する。また、応募者から提出された資料は、事業者の選定に関わる公表以外に応募者に無断で使用しない。

2) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として応募者が負う。

3. 選定事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施等の確保に関する事項

(1) リスク分担の考え方

本事業におけるリスク分担の考え方は、基本方針に示された「想定されるリスクをできる限り明確化した上で、リスクを最も良く管理することができる者が当該リスクを分担するとの考え方」に基づき、大学及び選定事業者の業務分担を事業契約書において取り決めるとともに、事業に係る総リスクを低減し、より質の高いサービスの提供を目指そうとするものである。このリスク分担の考え方及び PFI 事業におけるリスク分担等に関するガイドラインなどを踏まえ、大学と選定事業者の責任分担は、原則として「資料2 リスク分担表」によることとする。具体的な詳細事項については、実施方針等に対する意見・提案等の結果を踏まえ、募集要項において示す。

(2) 選定事業者の責任の履行に関する事項

選定事業者は、事業契約書に従い、誠意をもって責任を履行する。なお、事業契約締結に当たっては、施設の建設について契約の履行を確保するために、以下のいずれかの方法による事業契約の保証を行うことを想定している。

- ・ 契約保証金の納付
- ・ 国債証券等の提供など契約保証金の納付に代わる措置
- ・ 履行保証保険付保等による保証措置

(3) 事業の実施状況のモニタリング

1) モニタリングの目的

大学は、選定事業者が事業契約書に定められた業務を確実に遂行し、事業契約書に定める業務要求水準が達成されているか確認するとともに、選定事業者の財務状況を把握するために、モニタリングを行う。

2) モニタリングの方法

モニタリングの具体的な方法については事業契約書において定める。

3) モニタリングの実施時期及び概要

基本設計・実施設計時

大学は、選定事業者によって行われた設計が、事業契約書に定める業務要求水準に適合するものであるか否かについて確認を行う。

工事施工時

選定事業者は、建築基準法に規定される工事監理者を設置し、工事監理を行い、定期的に大学から工事施工及び工事監理の状況の確認を受ける。また、選定事業者は、大学が要請したときは、工事施工の事前説明及び事後報告を行うとともに工事現場での施工状況の確認を受ける。

工事完成時

選定事業者は、施工記録を用意し、現場で大学の確認を受ける。この際、大学

は、施設の状態が事業契約書に定められた水準を満たしているか否かについて確認を行う。確認の結果、施設の設計又は工事の内容が事業契約書に定めた条件に適合しない場合には、大学は補修又は改造を求めることができる。

運営・維持管理段階

大学は、運営・維持管理段階において、定期的に業務の実施状況を確認する。

財務の状況に関するモニタリング

選定事業者は、毎年度、公認会計士による監査を経た財務の状況について、大学に報告しなければならない。

4. 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

(1) 立地に関する事項

基本的条件

	神戸大学医学部附属病院立体駐車場施設	
事業計画地	兵庫県神戸市中央区楠町 7-5-2	
全体敷地面積	42,397.77 m ²	
事業実施敷地面積	約 5,000 m ²	
敷地前面道路	北側	市道 / 現況幅員 8.5m
	東側	市道 / 現況幅員 15.0m
	西側	国道 / 現況幅員 25.0m
	南側	市道 / 現況幅員 18.0m
用途地域	第2種住居地域	
高度地区	第5種高度地区	
防火・準防火	準防火地域	
その他地域地区	震災復興促進区域、宅地造成工事規制区域 神戸駅大倉山都市景観形成地域、埋蔵文化財包蔵地	
日影規制	4時間・2.5時間(測定面 4.0m)	
建ぺい率	60%	
容積率	300%	

(2) 施設に関する事項

1) 立体駐車場の形式

自走式立体駐車場

2) 規模・構造

3階建以下・耐火建築物

3) 仕様・外観

既存の外来診療棟や病棟等に配慮し、本院の施設としての品位を保つ施設仕様と

するほか、国道 428 号からのファサード性を高める外観とする。

4) 附帯施設等

管理事務所を設置する。この他、施設利用者用のトイレ等は応募者の提案による。

5) 他施設との連携等

外来診療棟や病棟等、立体駐車場以外の駐車場、駐輪場との連携や動線計画を考慮した配置とするとともに、本院病棟の他、周辺市街地に配慮した施設内容とする。

(3) 運営形態に関する事項

1) 駐車台数

乗用車 400 台以上

ただし、本事業が独立採算型の事業であるため、実施方針等に対する意見・提案等の結果を踏まえ再度検討することを予定している。

2) 運営形態

営業時間

事業者の提案とする。低需要時間帯などの運用形態については、事業者の提案に基づき、自由度を認める。

営業期間

通年

料金形態

時間貸しを基本とする。料金設定については、事業者が弾力的に設定することを認める。

(4) 土地に関する事項

1) 特定事業に係る国有財産の貸与

大学は、事業期間中、特定事業の用に供するために選定事業者が国有財産を、国有財産法等に基づき、有償で貸与することを予定している。対価等の詳細事項については、実施方針等に対する意見・提案等の結果を踏まえ、募集要項において示す。

2) 埋蔵文化財に係る調査について

本施設の計画予定地については埋蔵文化財調査が必要とされており、調査範囲、実施方法等について、大学は、兵庫県教育長との間で埋蔵文化財調査に関する契約を締結のうえ、平成 15 年 7 月から同教育長が調査を実施する予定である。

5．事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項

(1) 係争事由に係る基本的な考え方

事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合には、大学と選定事業者は誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、事業契約書に定める具体的な措置に従う。

(2) 管轄裁判所の指定

契約に関する紛争については、神戸地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

6．事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

(1) 本事業の継続に関する基本的な考え方

選定事業者によって提供されるサービスの安定的・継続的な供給を確保するため、事業契約書において、想定される事業の継続が困難となる事由をあらかじめ具体的に列挙し、その発生事由に応じた適切な措置を定める。

(2) 本事業の継続が困難となった場合の措置

本事業の継続が困難となった場合には、その発生事由ごとに次の措置をとることとする。

1) 選定事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

大学は、事業契約書の定めに従って、選定事業者に修復勧告を行い、修復策の提出・実施を求めることができる。なお、その他の対応方法については、事業契約書において定める。

2) 大学の事由により本事業の継続が困難となった場合

選定事業者は、事業契約書の定めに従い、事業契約を解除することができるものとする。

3) その他の事由により本事業の継続が困難となった場合

大学及び選定事業者は、事業契約書に具体的に列挙した事由に対して、事業契約書に定める発生事由ごとの適切な措置を講じるものとする。

(3) 金融機関等と大学との協議

事業の継続性をできるだけ確保する目的で、大学は、選定事業者に対し資金供給を行う金融機関等と協議を行い、直接協定を結ぶことがある。

7. 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

(1) 法制上及び税制上の措置に関する事項

特になし。

(2) 財政上及び金融上の支援に関する事項

本事業は日本政策投資銀行の「民間資金活用型社会資本整備」融資（無利子、有利子）等の対象事業である。

(3) その他の支援に関する事項

大学は、事業実施に必要な許認可等に関し、必要な協力を行う。

8. その他特定事業の実施に関し必要な事項

(1) 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報提供は、文部科学省大臣官房文教施設部施設企画課監理室ホームページ及び神戸大学ホームページを通じて適宜行う。

(2) 応募に伴う費用の負担

応募者の本事業応募に係る費用は、すべて応募者の負担とする。

(3) 問合せ先

神戸大学施設部企画課

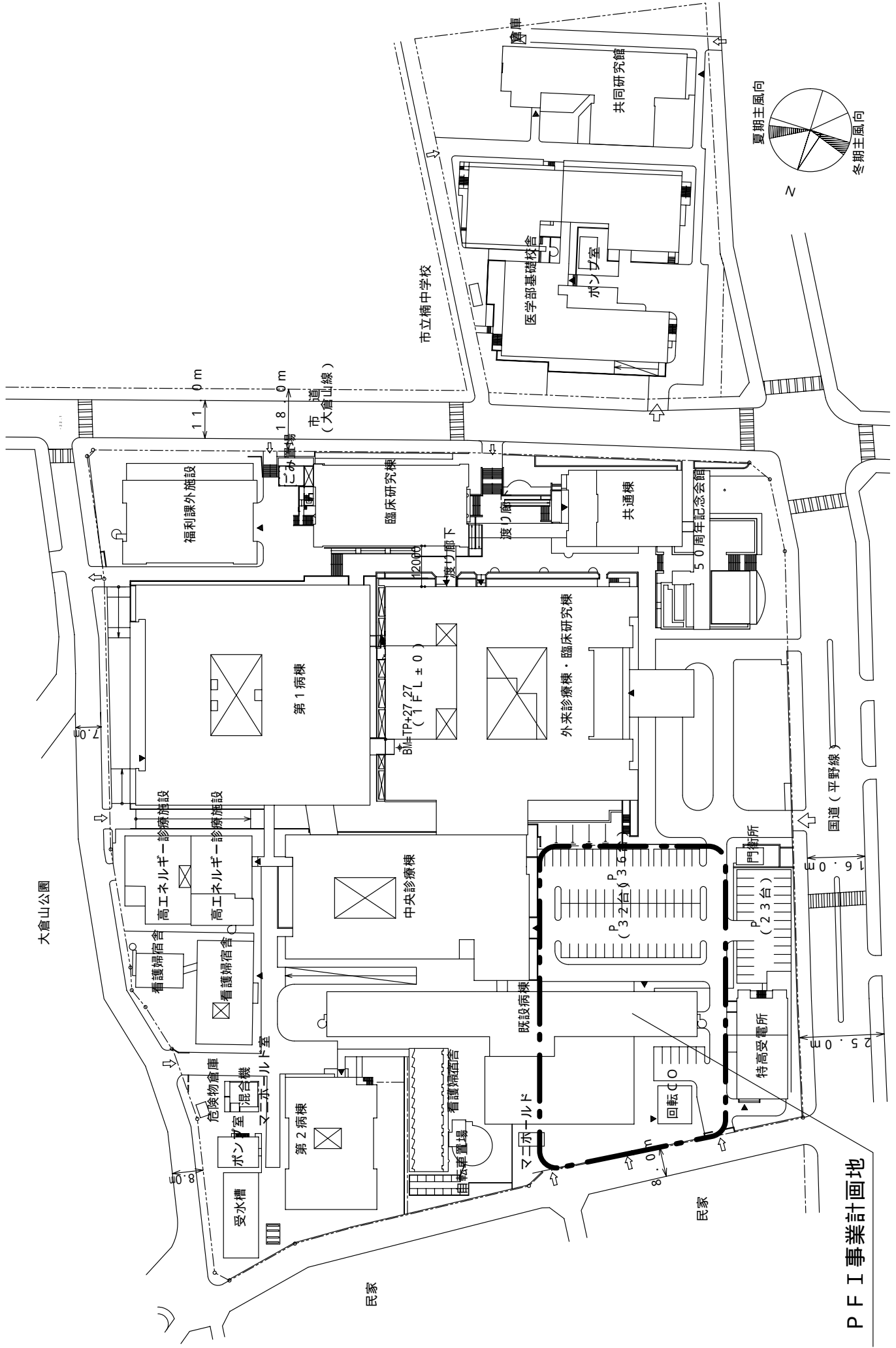
兵庫県神戸市灘区六甲台町 1-1

電話 078-803-5172

ファックス 078-803-5490

メールアドレス kikaku@ofc.kobe-u.ac.jp

ホームページ <http://www.kobe-u.ac.jp/whatsnew/index-j.html>



資料2 リスク分担表

リスクの種類	No.	リスクの内容	分 担 者		
			大学	事業者	
共通	募集要項リスク	1	募集要項の誤りに関するもの、内容の変更に関するもの等		
	契約リスク	2	選定事業者と契約が結べない、または契約手続きに時間が係る場合		
	政治・行政リスク	3	事業に関する承認等が得られない場合における本事業の準備に要した費用の負担		
	法制度リスク	4	法制度の新設・変更に関するもの		
	許認可リスク	5	許認可の遅延に関するもの（大学申請分）		
		6	許認可の遅延に関するもの（事業者申請分）		
	税制度リスク	7	税制度に関するもの		
	住民対応リスク	8	施設の設置に対する住民反対運動・訴訟・苦情・要望に関するもの		
		9	事業者による工事、調査及び施設の運営に起因する住民対応に関するもの		
	環境問題リスク	10	有害物質の排出・漏洩・工事に伴う水枯れ、悪臭、環境協定違反等		
	第三者賠償リスク	11	選定事業者の委託業務に起因する事故、施設の劣化など維持管理の不備による事故等		
	債務不履行リスク	12	選定事業者の事業放棄、破綻によるもの及び無許可での選定事業者の変更		
		13	大学側の債務不履行、当該サービスが不要になった場合等		
	安全の確保リスク	14	設計・工事における安全の確保に関するもの		
	資金調達リスク	15	必要な資金の確保に関するもの		
	構成員のリスク	16	構成員の能力不足等による事業悪化によるもの		
	不可抗力リスク	17	戦争、風水害、地震等、第三者の行為その他の自然的又は人為的な現象のうち通常予見可能な範囲を超えるもの		
	金利リスク	18	金利の変動		
	物価リスク	19	物価の変動		
計画設計段階	測量・調査リスク	20	大学が実施した測量・調査に関するもの（想定部分を除く）		
		21	選定事業者が実施した測量・調査に関するもの		
	計画設計リスク	22	施設性能要求書の条件提示、提示の不備、変更に関するもの		
		23	選定事業者の提案内容、指示、判断の不備によるもの		
応募リスク	24	応募費用に関するもの			
建設段階	用地リスク	25	建設予定地の用地確保に関するもの		
		26	地中障害物や土壌汚染その他予見できないことに関するもの		
	工事遅延リスク	27	工事が契約に定める工期より遅延する、又は完工しない場合		
	工事監理リスク	28	工事施工監理に関するもの		
	工事費増大リスク	29	大学の指示、変更起因する工事費の増大		
		30	上記以外の要因による工事費の増大		
	要求性能未達リスク	31	要求性能不適合（施工不良含む）		
設計変更リスク	32	施設性能要求書の条件提示、提示の不備、変更に関するもの			
	33	選定事業者の提案内容、指示、判断の不備によるもの			

リスクの種類		No.	リスクの内容	分 担 者		
				大学	事業者	
維持管理・運営段階	運営リスク	計画変更リスク	34	事業内容・用途の変更に関するもの		
		需要変動リスク	35	需要の変動に起因する運営費の増大・減少		
		運営コストリスク	36	事業内容の変更等に起因する業務量及び運営費の増大		
		事故リスク	37	運營業務に関する事故等		
	維持管理リスク	計画変更リスク	38	事業内容・用途の変更に関するもの		
		要求性能未達リスク	39	要求性能不適合（施工不良含む）		
		施設瑕疵リスク	40	事業期間中に施設に瑕疵が見つかった場合		
		施設損傷リスク	41	第三者による施設の損傷		
終了時	施設性能リスク	42	事業期間終了時における要求性能水準の保持			
	終了手続きリスク	43	施設移管手続きに伴う諸費用の発生及び事業会社の清算に必要な費用			

【凡例】負担者 主分担、 従分担